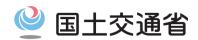


UP 能力評価基準【計装】



09電エー01電気工、02電気通信工、05電話・インターネット工、06防犯装置工、07放送装置工、15中央監視盤工、16普通作業員(電気工)、17その他電気設備、19計装工(監視制御・計装システム)	
CCUS・峨代里 」 - ト 36配管エー09計装工(給排水衛生設備)、14計装工(計装配管)、15計装工(監視制御・計装システム) 46ダクトエー04計装工(空気調和設備)、49設備機械エー04計装工	
能力評価実施団体 (一社)日本計装工業会	
呼 称 計装工事技能者	
就業日数 10年(2150日)	
レベル 4 保有資格)
職長経験 職長としての就業日数が3年(645日)	
就業日数 7年(1505日)	
 ● 職長・安全衛生責任者教育(60001,60011) ○青年優秀施工者不動産(建設ジュニアマスター)(92024,92025,92026,92029) ○ 2級計装士(31026) ○ 2級(電気工事/管工事/電気通信工事)施工管理技士(31017,30014,31080) ○下記の①、②の条件をすべて満たす ①下記レ印の資格取得(3つのうち、1つ以上) レ第一種電気工事士(試験合格)(31073)レ1級配管技能士(11501,11511)レ1級情報配線施工技能士(1855 ②下記レ印の技能講習、特別教育(4つのうち、3つ以上)レ高所作業車運転技能講習又は特別教育(40039,50020)レ小型移動式クレーン運転技能講習又は特別教育(40031,50024)レ足場の組立て等作業主任者又は作業従事者特別教育(40011,50052)レ電気取扱業務(低圧)特別教育(50055) ●レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと 	4)
職長・班長経験 職長又は班長としての就業日数が 1年(215日)	
就業日数 3年(645日)	
●下記レ点の資格取得(3つのうち、1つ以上) レベル 2 保有資格 の表別では、特別教育(5つのうち、3つ以上) し玉掛け技能講習又は特別教育(40040,50028) レガス溶接技能講習又はアーク溶接特別教育(40032,50003) レ 研削といしの取替え業務の特別教育(50001) レ特定粉じん作業特別教育(50042) し 酸素欠乏危険作業主任者(第1種又は第2種)又は特別教育(40028,40029,50037)	
レベル 1 建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル 2 から 4 までの判定を受けていない技能者	

- ※ ●印の保有資格は、必須。 ◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。()は、ccus職種コードを示している。 ※ 就業日数は、215日を1年として換算する。
- ※ 上位の資格を保有する場合は、下位の資格を保有するものとして扱う